

第 3 期 羽後町地域福祉活動計画

みんなでふれ愛・ささえ愛・安心の町づくり！！



平成 2 5 年度～平成 2 9 年度

平成 2 5 年 4 月

社会福祉 羽後町社会福祉協議会
法 人

は じ め に

本県をめぐる社会状況は、平成22年に実施された国勢調査で県人口が108万5,997人となり、毎年1万人以上の人口減少が続く中、高齢化率は平成24年7月末現在で全国一の30.4%であり、今後さらに増加の見込みです。加えて少子化にも歯止めがかからず、核家族化・過疎化はますます進んでおり、要支援・要介護・認知症高齢者の増加、防災対策等、複雑に多様化した生活福祉課題が提起されております。

また、平成23年3月11日に東日本を襲った大地震は、東北・太平洋沿岸地域に未曾有の被害をもたらし、対策に関して多くの課題が明らかにされるとともに、復旧復興活動を通じて社会全体や地域における絆の強さを改めて確かめる機会となり、今後のコミュニティのあり方を見直す契機にもなりました。

こうしたなか、平成24年11月には全国社会福祉協議会より「社協・生活支援活動強化方針」が提示され、5つの「行動宣言」とそれぞれに対する「アクションプラン」を記載し、地域における課題の解決や防止に向けた具体的な方向性が示されました。

私共社会福祉協議会は、福祉に携わる立場から福祉の原点である「誰もが安全に安心して暮らせる地域」の構築を目指して活動して行かなければなりません。本計画は、内容的には地域活動や社協活動の現状課題を整理して、この計画が目指す地域の姿、これから取り組むべき重点を明らかにしながら、向後5年間町民総参加で支え合う福祉で町づくりを強力に推進していこうというものであります。計画の実施にあたっては、町当局、関係民間団体、町民の皆様との連携のもとに着実に実効があがるよう取り組んで参りますので、格別のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

最後になりましたが、この計画書の策定にあたり格段のご尽力を賜りました策定委員の皆様、ご協力いただいた各方面の皆様に心より感謝申し上げます。

平成25年 4月 1日

社会福祉法人 羽後町社会福祉協議会

会 長 高 橋 武 太 郎

羽後町社会福祉協議会 第3期地域福祉活動計画

第1章 計画策定のねらい

第1節 計画の位置づけについて 5

1. 地域福祉とは
2. 行政計画との関連

第2節 計画の考え方について 7

1. 計画の定義
2. 計画策定の必要性
3. 計画策定の目的
4. 計画策定の基本的な考え方
5. 計画の構成

第3節 計画策定の進め方について 9

1. 計画策定の手法

第2章 地域の現状と福祉の課題

第1節 子どもの状況について 11

第2節 青年層の状況について 12

第3節 高齢者の状況について 13

第4節 障がい者の状況について 14

第5節 家族の状況について 15

第6節 集落の状況について 16

課題のまとめ 18

課題のまとめに対する事業 19

第3章

計画の基本理念と基本方針（重点目標）

- ・ 基本理念について
基本的な考え方
 - ・ 基本方針
基本的な考え方
 - ・ 重点目標
基本的な考え方
- ・ ・ 22

第4章

地域一体型の福祉活動の進め方〔実施計画〕

—計画の具体的な内容—

- 1) 各事業年次計画及び財源内訳一覧表 ・ ・ ・ ・ ・ 24

第5章

これからの地域づくりのために

- 1) 各事業の展開と方向性 ・ ・ ・ ・ ・ 29

④ ④

福祉用語の説明 ・ ・ ・ ・ ・ 5 2

羽後町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱 ・ ・ ・ ・ ・ 5 3

別紙資料（各年別データ） ・ ・ ・ ・ ・ 5 4

第3次羽後町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿 ・ ・ ・ 5 7

第 1 章

計画策定のねらい

この章では、地域福祉についての定義づけと、活動推進を目的として社協が策定する活動計画の位置づけを明らかにすると共に、計画づくりの考え方や策定の手法について説明します。

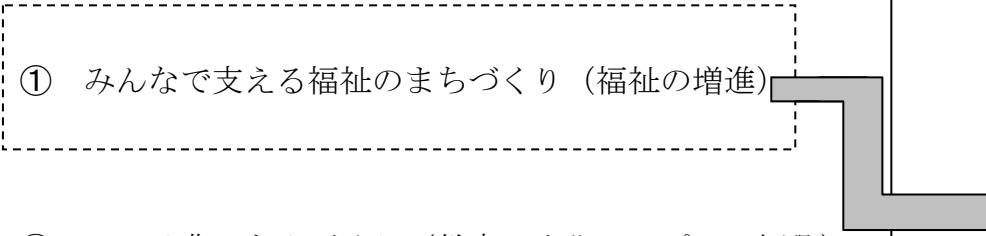
1. 地域福祉とは

私たちは、各集落などの地域で生活を営み、地区、町という行政の枠組みの中で暮らしています。その地域で高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みをつくっていくことを地域福祉といいます。

これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続していくことがもとめられています。

羽後町の将来像と基本目標

＜第4次羽後町総合発展計画から＞

- 
- ① みんなで支える福祉のまちづくり（福祉の増進）
 - ② こころ豊かな人づくり（教育、文化、スポーツ振興）
 - ③ 活力あふれる産業づくり（産業の活性化）
 - ④ 自然と調和した暮らし空間づくり（生活環境整備）
 - ⑤ 安心を支える基盤づくり（社会基盤、行財政運営）

2. 行政計画との関連

羽後町では、町政運営の指針となる「第4次羽後町総合発展計画」、町民が安心して暮らせる老後社会の実現をめざした「羽後町第5期介護保険事業計画」及び、ノーマライゼーションの町づくりの湯沢雄勝圏域市町村（湯沢市、羽後町、東成瀬村）第3期障がい者福祉計画」を策定しています。

社協が策定する「第3期羽後町地域福祉活動計画」は、これらの行政計画との整合性を図りながら、行政との連携のもとに民間団体及び住民が主体となって推進していく計画として位置づけられています。

策定の方針

1. 基本理念
2. 策定の目的
3. 計画の性格・名称
4. 計画の構成と期間

羽後町に求められるまちづくりの課題

1. 羽後町の現状と課題
2. 羽後町をめぐる社会環境などの変化
3. 町民の意識と期待
4. まちづくりへの課題

1. 計画の定義

地域福祉活動計画は、住民ニーズを背景として、地域の福祉課題を住民や民間団体等が手をたずさえて諸活動によって解決していこうとする行動計画です。

2. 計画策定の必要性

- (1) 「社会福祉法」に「地域福祉の推進」が明記され、社会福祉協議会が、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置づけられました。
- (2) 同法に、行政が策定する「地域福祉計画」に関する事項が規定されました。
- (3) 行政計画に対応した、地域住民の福祉活動への参加を積極的に促進していくための民間サイドによる行動計画が必要です。

3. 計画策定の目的

- (1) 社会福祉を目的とする事業展開の方向を示します。
- (2) 地域福祉活動に対する住民参加促進の方向を示します。
- (3) 地域において必要な福祉サービス推進の方向を示します。
- (4) 地域福祉推進の中核である社会福祉協議会の役割を明確に示します。

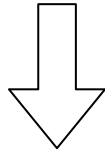
4. 計画策定の基本的な考え方

- (1) 計画の期間は平成25年度から29年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。
- (2) 計画策定の範囲は、地域において福祉活動の対象となる全ての分野とします。
- (3) 計画推進に必要な財源については、自主財源の強化及び有効活用を図るとともに、公費導入については行政側と協議を行い確保に鋭意努めます。

5. 計画の構成

地域の現状と福祉の課題

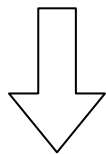
- ・地域の現状を把握し、何が解決すべき課題なのか、課題をまとめ共通認識をつくります。



基本理念と基本方針

(重点目標)

- ・住民主体・住民参加の理念をもとに基本理念、基本方針、重点目標を設定します。



実施計画

- ・地域の福祉課題を解決していくために、社協が実施すべき計画の具体的な内容を示します。

1. 計画策定の手法**(1) 計画策定委員会の設置**

計画の策定にあたっては、平成14年8月1日から施行された「羽後町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱」により社協の役員と評議員の12名に会長から委嘱し、計画の基本となる骨子を検討。

(2) 各分野からの意見反映

計画づくりには、地域の現状を的確に把握することが必要です。このため、実際に活動に携わっている方々や、有識者、経験者、団体などから、それぞれの意見や要望を聴いて、地域の現状や活動状況が反映されるよう努めます。

(3) 行政側との協議

地域福祉を推進していくことは、自治体行政の重要な責務です。社協をはじめとする民間団体や住民の活動は、行政計画との整合性を図りながら、公民一体となって進めることにより、より充実したものになります。

民間活動の方向性を探り役割分担を明確化する本計画の策定にあたっては、行政関係者から資料をいただくと共に協議を重ねて（案）づくりに努め、計画推進への理解を深めます。

第2章

地域の現状と福祉の課題

この章では、地域の現状と今後の取り組むべき課題について説明します。

第1節

子どもの状況について

- 羽後町の15歳未満の子どもの数は、平成24年には1,693人で、総人口の10.5%を占めており、これは平成13年の2,826人、14.2%と比べて1,133人、3.7ポイントと大きな減少となっています。また、出生数は近年80人前後となってきました。町発足当時の昭和30年には、15歳未満の子どもの数が10,853人で総人口の37.9%を占めていたことを考えると、現在の子どもの育つ環境が当時と全く違ったものであることがわかります。(別紙資料)
- 子どもが少なくなっている要因には、地元に残る若者がいないこと、家族の減少や両親の共稼ぎ、教育費の増大により育児が負担になっていることなどがあげられます。
- 地域においては、世代別に暮らすいわゆる核家族化が進行しており、家庭の生活様式が農村型から都市型へ変化しています。子どもたちは、近くに住む友達が減ったことから、集団で遊ぶことが少なくなり、屋外よりも個室化された自分の部屋で遊ぶようになりました。
- こうした環境の変化は、子どもたちの生活に様々な影響を与えており、次のような問題を生み出しています。

- ・ 子どもたちが家の中に閉じこもりがちになっている（体験の場の減少）。
- ・ 子ども同士または他の世代とふれあう機会が少なくなっている（交流の場の減少）。
- ・ 体験の場や交流の場の減少により、子どもたちの自主性や社会性を育てる機会が少なくなっている。

第2節

青年層の状況について

- 青年層を取り巻く雇用状況については、近年の経済不況等の影響により正規雇用が減少し、派遣社員やパート社員といった有期雇用が増えるなど、求人数の減少、勤務形態の変化が見られます。
- 自分のしたい仕事に就けないことや長期間にわたる雇用の不安感から、将来に対する希望が薄れ、長期間定職につかず自宅で過ごす「長期不就労者」も少なからずいるものと思われます。
- 地元に残る若者が減少してきていることに加え、若い男女の出会いの場が少ないことや、その他様々な要因により、結婚しない男女が増えています。
- 町内でかつて年間百数十件あった婚姻数は、昭和 50 年以降減少を続け、最低となった平成 8 年の 50 件から持ち直してはいるものの、年間 80 件程度となっています。また初婚年齢の推移から、晩婚化が進んでいることも見てとれます。
- 青年層に関する課題をまとめると次のようになります。

- ・ 雇用に対する不安や無気力感により、長期間にわたり定職に就かない、または就くことが出来ない人が増加している。
- ・ 若い男女の出会いの場が少なくなり、結婚し子どもを生み育てる夫婦も減少している。
- ・ 高齢者等の他の福祉領域と異なり、青年層に対する活動には制度によるものでないことに加えて実績が少なく、プライベートな問題も孕んでいることが多いため、アプローチには専門的な知識と対象者に対する配慮がより必要となる

第3節

高齢者の状況について

- 羽後町の総人口に占める 65 歳以上の割合（高齢化率）は、町発足当時わずか 3.8%でしたが、平均寿命が延びたこと、生まれる子どもが少なくなったことなどから年々高くなってきており、平成 18 年に 30%を超え、平成 24 年では 32.4%、およそ町民 3.1 人に 1 人が高齢者という状況になっています。（別紙資料）
- 高齢化率の上昇に伴って、地域の様々な活動が高齢者の協力をぬきにしては成り立たなくなってきました。しかもそれが単に参加するというだけではなく、高齢者が中心的な役割を担って、自ら動かなければならなくなっているというのが現状です。
- 今日において高齢者は、経済的にも社会的にも自立できる存在へと変化してきました。
- 反面、核家族化の進行や生活様式の変化などにより、地域や家族のつながりの希薄化が指摘されるようになり、地域では高齢者だけで暮らしている世帯が増え、家族と暮らしていても孤独感を感じている高齢者が増加する傾向にあります。
- 介護を必要とする高齢者も増加しており、最近では家族機能の低下に伴って、高齢者が高齢者の面倒をみる、いわゆる「老老介護」と言われる世帯も増えてきています。今後は、認知症高齢者も増加すると言われています。
- このような高齢者の増加に伴う問題を解決していくために、地域ではどのようなことが期待されるのでしょうか。

- ・ 地域の様々な活動へ的高齢者の参加が期待されている。
- ・ 介護サービスをはじめ、低下している家族機能を補うさまざまなサービスの充実が期待されている。
- ・ 高齢者が介護を必要とする状態にならない「介護予防」のための施策や、活動の充実が期待されている。
- ・ 高齢者の孤立や孤独死を防ぐための施策や、活動の充実が期待されている。

第4節

障がい者の状況について

- 障がい者とは、「身体障害者手帳」を所持している「身体障がい者」、「療育手帳」を所持している「知的障がい者」、「精神障害者保健福祉手帳」を所持している「精神障がい者」をいいます。羽後町には、平成24年において身体障害者手帳所持者が1,142名、療育手帳所持者は163名、精神障害者保健手帳所持者が49名います。（別紙資料）

- 各種手帳を所持する人の障がいの種別や程度は多様であり、その生活状況についても日常生活面で支障のない人から、地域や家族の支援がなければ生活できない人までさまざまです。一般に福祉施策や活動の対象となるのは「長期にわたり日常生活または社会生活に相当な制限を受ける」という人たちです。

- 障がい者が抱える問題としては、

- ◎ 日常生活上の支援の問題
 - ・介護
 - ・移動
 - ・金銭管理
- ◎ 社会参加の問題
 - ・障がいへの理解
 - ・心のバリア
- ◎ 働く場・収入の確保の問題

などがあげられますが、本人や家族が生活の状況をあまり表に出さない傾向が強いことから、実態を詳しく把握することが難しいのが現状です。

- 町内には、身体障がい者相互の交流を図る「羽後町身体障害者福祉協会」、知的障がい者の家族の親睦を図る「羽後町手をつなぐ親の会」が結成されています。精神障がい者については、湯沢雄勝地域精神障害者家族会「日の出会」があります。これらの団体に、同じ境遇にある当事者の声を代表する組織として意見や要望の集約、課題解決に結びつく活動の推進が期待されています。
- 障がい者に対してはこれまで、施設の整備を中心とした施策が主で、障がい者が地域の中で生活していくための施策が十分ではなかったという指摘があり、今後、地域福祉推進の活動にそれをどのように位置づけていくかが課題になっています。

第5節

家族の状況について

- 羽後町の1世帯当たりの人数は年々減少を続けており、平成19年には3.39人であったが、平成24年度は3.00人になっています。これは世代がそれぞれ別々に暮らす「核家族化」が進んでいることを示すものです。

(核家族化の問題点)

- ・ 育児の機能が低下している。
- ・ 介護の機能が低下している。
- ・ 家族のつながりが希薄化している。

- 核家族化は一方で、一人暮らし老人などの高齢者のみで暮らす世帯の増加をもたらしています。羽後町においても高齢者のみの世帯は年々増加しており、平成24年では一人暮らし老人423世帯、高齢者のみ369世帯、合計792世帯であり、総世帯数の14.7%を占めています。

(高齢者のみの世帯の問題点)

- ・ 相談する相手、話をする相手がいない。
- ・ 生活をこまめに気にかけてくれる人がいない（生活状況、健康状態等を把握することが難しい）。
- ・ 閉じこもり、認知症、アルコール依存などにより問題行動が生じたときの対応が難しい。
- ・ 家庭に情報が入らない（各種制度の手続き、ゴミの分別等）。
- ・ 交通手段が限定され、移動が難しい。

- 最近では、離婚による母子・父子世帯や、夫婦のみで子を持たない世帯が増加する傾向にあり、家族の「個人化」などが指摘されるようになってきています。
- 今日の「家族」に関する福祉課題の多くは、これらの家族規模の縮小から生じる機能の低下の問題をどう解決していくかということです。

第6節

集落の状況について

●一般に「集落」と呼ばれている地域は、その形成過程はもちろん、世帯数、人口構成などにも違いがあり、それぞれの特性を持っています。ここでは「集落」を、「一定の土地または区域を共有し、自治機能を持っている生活共同体」と定義づけます。

●かつて集落では、住民の生活に密着した事業を共同で行っていました。個人的な面でも集落には各家々が行う結婚式や葬式、農作業、災害の救援・復興、その他日常生活の中でお互いに助け合わなければならないことが多くありました。そして、集落で行われる祭典や運動会、伝承行事などは、そこに住む人たちが共有できる楽しみをつくり、共同活動に必要な連帯感を養う役割を果たしていました。

●しかし近年は、人々の生活が豊かになり生活環境も整ったことから、集落において住民が協力し合わなければならない協働事業が減少し、集落の役割が縮小してきました。また、個人の生活が自立し、生活様式が農村型から都市型へ変化する中で、低下しているさまざまな機能を補う新しいサービスが創出されており、こうした社会の変化は、地域の人たちが従来の相互扶助に依存しなくても生活できるような環境をつくり出しています。

●今日、「相互扶助の意識の希薄化」が問題にされる理由は、それが現代社会に新たな問題を生み出し、少子・高齢化社会への対応を難しくしている面があるからです。

(現代社会の新たな問題)

- ◎ 相談相手・話し相手がいらない、ストレス、アルコール依存、心身障害の問題 ————— 「不安」
- ◎ 無関心、無責任、円滑な人間関係をつくれな、トラブルの解決が難しい ————— 「摩擦」
- ◎ 閉じこもり、孤独死、自殺の問題 ————— 「孤立」

(少子・高齢化社会の問題)

◎ 子どもの人格形成への影響

- ・ 集団で過ごす機会が減少している（遊びの変化、閉じこもり）。
- ・ 子ども同士、または他の世代とふれあう機会が減少している。
- ・ 自主性、社会性が育ちにくい。

◎ 高齢者の孤立の問題

- ・ 一人暮らし、老夫婦などの高齢者のみの世帯が増加している。
- ・ 外に出る機会が減少、閉じこもりがちになる。

- 集落には、そこで生じる問題を解決しながら、住民がお互いに支え合って生活をしてきたという歴史があります。誰もが安心して暮らせる地域社会をつくっていくために、人々の相互扶助意識をどう高めていくかという課題を、これから集落においても身近な問題としてとらえ、その解決に向けて知恵を出し合っていく必要があります。

●課題のまとめ

1. 子どもの状況について

- ①子どもの体験・交流の場をどうつくるか。
- ②子どもに関する問題に対して、地域・家庭・学校が一体となって取り組むためにはどうするか。
- ③子どもを安心して育てられる環境をどうつくるか。

2. 青年層の状況について

- ①長期不就労者の実態把握と支援をどう進めるか。
- ②結婚を希望する男女をどう結びつけ、支援するか。

3. 高齢者の状況について

- ①高齢化社会の中で、高齢者の生き方をどうつくるか。
- ②高齢者の社会参加をどう進めるか。
- ③高齢者のための福祉サービスの充実をどう図るか。
- ④高齢者の生きがいつくりの活動をどう進めるか。
- ⑤高齢者の孤立や孤独死をどう防ぐか。

4. 障がい者の状況について

- ①障がい者の社会参加をどう進めるか。
- ②障がい者の自立促進をどう図るか。
- ③障がい者及び家族の生活を支援する活動をどう進めるか。

5. 家族の状況について

- ①家族機能の低下を補う福祉サービスの充実をどう図るか。
- ②高齢者のみの世帯の生活を支援する活動をどう進めるか。

6. 集落の状況について

- ①集落の福祉課題を解決する力量をどう高めるか。
- ②集落のつながりの希薄化を補うしくみをどうつくるか。
- ③地域のつながりの強化を図るために、住民相互の扶助意識をどう高めるか。

●課題のまとめに対する事業

1. 子どもの状況について

- ① 子どもの体験・交流の場をどうつくるか。
→ボランティアの受け入れや職場体験の受け入れ（高齢者施設での交流を含む）等町内の福祉施設との調整を実施。・・・随時
- ② 子どもに関する問題に対して、地域・家庭・学校が一体となって取り組むためにはどうするか。
→教育委員会、民生委員協議会等福祉団体との連携を図る。・・・随時
- ③ 子どもを安心して育てられる環境をどうつくるか。
→町や福祉団体（子育て支援センター、保育会等）との連携を図る。
・・・随時

2. 青年層の状況について

- ① 長期不就労者の実態把握と支援をどう進めるか。
→各関係機関と連携して実態把握を行うとともに専門的な知識の習得に努め、援助の形を検討していく。・・・多年度計画
- ② 結婚を希望する男女をどう結びつけ、支援するか。
→他事業とも連携し、イベントの開催や、あきた結婚支援センターへの紹介等の実施・・・随時

3. 高齢者の状況について

- ① 高齢化社会の中で、高齢者の生き方をどうつくるか。
→安心・安全な街づくりパトロール隊の訪問による他者との交流や高齢者生きがい対策事業（シルバー人材センター）への会員登録の促進。
- ② 高齢者の社会参加をどう進めるか。
→支会と連携を図り、福祉茶話会への参加。・・・随時
- ③ 高齢者のための福祉サービスの充実をどう図るか。
→訪問介護、五輪坂デイサービスセンター等の充実。・・・随時
- ④ 高齢者の生きがいづくりの活動をどう進めるか。
→高齢者生きがい対策事業（シルバー人材センター）への会員登録の促進。・・・目標 130名
- ⑤ 高齢者の孤立や孤独死をどう防ぐか。
→安心・安全な街づくりパトロール隊の訪問、支会の実施している福祉茶話会や高齢者交流会（さくら草の会、ミニディ含む）への参加の呼びかけを支会と連携する。・・・随時

4. 障がい者の状況について

- ① 障がい者の社会参加をどう進めるか。
→身体障がいについては、町身体障害者福祉協会と連携を図り、つどいへの協力を行う。精神等他の障がい区分については、訪問介護等の充実を図る。・・・・・・・・・・年1回
- ② 障がい者の自立促進をどう図るか。
→①と同様。・・・・・・・・・・年1回
- ③ 障がい者及び家族の生活を支援する活動をどう進めるか。
→町から委託を受けている障がい者相談支援施設「ひばり野園」等と連携を図り、本人・家族の支援や福祉施設利用への支援や相談助言をおこなう。・・・・・・・・・・随時

5. 家族の状況について

- ① 家族機能の低下を補う福祉サービスの充実をどう図るか。
→福祉ネットワークづくり（連絡会含む）の促進、支会と協力し隣近所の声かけなど見守り活動の充実。・・・・・・・・・・随時
- ② 高齢者のみの世帯の生活を支援する活動をどう進めるか。
→安心・安全な街づくりパトロール隊の訪問、訪問介護の生活支援、町で実施する配食サービスや一人暮らし高齢者の温泉入浴サービス事業、介護保険事業の利用など支援する。・・・・・・・・・・随時

6. 集落の状況について

- ① 集落の福祉課題を解決する力量をどう高めるか
→支会や民生委員との連携。課題の早期発見、解決を図る。・・月1回
- ② 集落のつながりの希薄化を補うしくみをどうつくるか。
→会員増強も図りつつ、支会とタイアップして座談会を開き、福祉の理解と隣近所の助け合いの心をはぐくむ機会をもつ。・・・・・・・・年1回
- ③ 地域のつながりの強化を図るために、住民相互の扶助意識をどう高めるか。
→それぞれの集落によりちがいがあるため、手始めに社会福祉協議会の理解をより一層図るよう支会と連携をはかり、住民の理解を図る。
・・・・・・・・年1回

第3章

基本理念と基本方針 (重点目標)

この章では、計画の基本理念と基本方針に基づき、重点目標を設定します。

基本理念について

基本的な考え方

- 住民主体・住民参加の理念のもと地域で暮らす誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、“みんなでふれ愛・ささえ愛・安心の町づくり”を基本理念とします。

基本方針について

基本的な考え方

- 町民総参加で支えあう福祉でまちづくり
- 安心・安全な街づくり体制の強化づくり
- 新たな生活福祉課題の解決に向けた町や関係機関との共同体制づくり
- 社会福祉協議会の健全な運営づくり

重点目標について

基本的な考え方

- 「五輪坂ケアセンター」を地域の支えあい施設として誰でも気軽に立ち寄れる相談・援助機関として、機能・体制整備を進めます。
- 東日本大震災を教訓に、日頃から地域住民との協力体制づくりを行うと共に、「災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成と組織体制づくり」を進めます。
- 高齢者等要援護世帯などの定期的な訪問活動を実施し、「安心・安全な街づくり」を進めます。
- 新たな生活課題の早期発見、解決を図るために支会と連携を図り、「座談会・茶話会の実施」を進めます。
- 社会福祉協議会の運営の透明化を図るため、福祉だより「ふれあい」の発行や座談会・茶話会等で、周知するとともに、地域福祉を推進する組織として、経営の安定化や財政基盤の充実強化を図ります。

第4章

地域一体型福祉活動の 進め方

〔実施計画〕

～各事業年次計画及び財源内訳～

この章では、これまで記述してきたことをまとめながら、具体的な事業内容と平成24年をベースにした年間の事業計画を掲載し、財源内訳を含めて関連づけて説明します。

また、事業の課題や今後5年間の事業の方向性について説明します。

※ 継続…○ 検討…△ 準備…□ 実施…◎ 充実…☆ 見直し…★ 廃止…■ 未定…▲

年次計画 及び 財源 事業名	H24 年度 実施状況	事業年次計画					事業財源内訳				
		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	自主 財源	補助 金	受託 金	共同 募金	その 他
憩い・ふれあいの場の 設置	未実施 (検討・準備・実現)	△	△	□	◎	○					レ
宅配サービスの実施 (支会など)	別団体 (検討・準備・実現)	△	△	△	△	△					レ
住民参加型外出支援サ ービスの実施	未実施 (検討・準備・実現)	△	△	□	○	○				レ	
福祉ネットワークづく り(連絡会含む)	実施済 (検討・準備・実現)	★	☆	○	○	○	レ			レ	
安心・安全な街づくり (パトロール隊・支援マップ)	実施済 (検討・準備・実現)	☆	◎	○	○	○			レ		
高齢者世帯等の除排雪 の支援と雪下ろし世帯 の把握および支援	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○			レ		
ボランティア団体連絡 協議会への支援	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○				レ	
福祉団体等との連携	実施済 (検討・準備・実現)	○	△	◎	○	○				レ	
ボランティアの受け入 れや職場体験の受け入 れ	実施済 (検討・準備・実現)	○	★	☆	○	○	レ				
災害ボランティアセン ター設置運営マニユア ルの策定	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○	レ		レ		レ
障がい者自立支援保養 事業	実施済 (検討・準備・実現)	★	▲	▲	▲	▲				レ	
さくら草（一人暮らし の会）への支援	実施済 (検討・準備・実現)	○	△	★	☆	○				レ	レ
福祉茶話会の充実、福 祉座談会の開催	実施済 (検討・準備・実現)	△ ☆	○	○	○	○	レ			レ	
高齢者いきがい対策 (シルバー人材センター会員)	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	☆	◎	○	レ	レ			

年次計画 及び 財源 事業名	H24 年度 実施状況	事業年次計画					事業財源内訳				
		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	自主 財源	補助 金	受託 金	共同 募金	その 他
福祉有償運送事業 (移送サービス)	実施済 (検討・準備・実現)	★	○	○	★	○		レ			
総合相談事業 (相談窓口の充実)	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○	レ				
日常生活支援事業 (地域福祉権利擁護事業)	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	★	○	○	レ				
福祉用具短期間貸出事 業(車椅子)	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	★	○	○	レ				レ
介護保険認定調査の受 託	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○			レ		
居宅介護支援事業	実施済 (検討・準備・実現)	★	○	★	○	○	レ				
五輪坂サービスセンター事 業(障がい者利用含む)	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	★	○	○			レ		
訪問介護事業 (障害者自立支援含む)	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	★	○	○	レ				
除雪ボランティアの登 録および活動事業	新 規 (検討・準備・実現)	□ ◎	○	○	○	○				レ	
緊急通報システム推進事業 (ふれあい安心電話)	実施済 (検討・準備・実現)	★	○	○	○	○			レ		
社会福祉大会	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	★	○				レ	
福祉だより「ふれあい」 の発行 (ホームページの開設)	実施済・ 検 討 (検討・準備・実現)	△ □ ○	◎	○	○	○	レ			レ	
除雪機貸し出し事業 (高齢者等要援護世帯)	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○	レ		レ		
出会い婚活事業への協 力	新 規 (検討・準備・実現)	□ ◎	○	○	○	○				レ	
長期不就労者対策事業	新規 (検討・準備・実現)	△ □	◎	○	○	○				レ	

年次計画 及び財源 事業名	H24 年度 実施状況	事業年次計画					事業財源内訳				
		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	自主 財源	補助 金	受託 金	共同 募金	その 他
たすけあい資金貸付 事業	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○			レ		
生活福祉資金貸付 事務事業 (調査委員会含む)	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○			レ		
理事会・評議員会	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○	レ				
委員会（総務財務、事 業推進、調査広報）	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○	レ				
役職員先進地視察研 修	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○	レ				
本会・支会三役合同会 議	実施済 (検討・準備・実現)	○ △	○ ◎	○	○	○	レ				
職員研修(事業所別)	実施済 (検討・準備・実現)	○ △	☆	○	○	○	レ				
社協概要の発行	実施済 (検討・準備・実現)	△ ○	☆ ◎	○	○	○	レ				
日赤社費・奉仕団活動 への協力	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○					レ
青い羽根募金活動へ の協力	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○					レ
赤い羽根共同募金へ の協力	実施済 (検討・準備・実現)	☆ ○	○	○	○	○				レ	レ
歳末たすけあい募金 への協力	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○				レ	レ

年次計画 及び財源 事業名	H24 年度 実施状況	事業年次計画					事業財源内訳				
		H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	自主 財源	補助 金	受託 金	共同 募金	その 他
福祉バス運行管理事業	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○			レ		
福祉人材業務事業 (松喬苑、 田代福祉センター)	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○			レ		
身体障害者・知的障害者（児）・精神障害者 居宅生活支援事業	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○	レ				
高瀬ケアセンター介護業務等受託事業	実施済 (検討・準備・実現)	○	○	○	○	○			レ		

第5章

これからの地域づくりの ために

〔実施計画〕

～各事業の展開と方向性～

この章では、これまで記述してきたことをまとめながら、具体的な事業内容と平成24年をベースにした課題、今後5年間の事業の方向性について説明します。

1) 各事業の展開と方向性

◎憩い・ふれあいの場の設置

事業内容	
町の中心地等に、高齢者のサロン（立ち寄り場所）を設置できる場所確保を行い、運営については支会が自主的に行う。	
事業の課題	
場所の確保や確保された場合の改造費、備品の購入、維持管理費などの金銭面と継続的な人的協力を行う団体、個人の協力の確保	
平成29年度までの事業の方向性	
通院、買い物など高齢者のみならず誰でも立ち寄れる憩い・ふれあいの場の設置ができるような体制づくりと場所の確保を第3期計画中に目指す。	
財 源	その他（未定、今後検討）

◎福祉ネットワークづくり（連絡会含む）

事業内容	
社協役員・支会役員・民生委員等に諸連絡会を開催し、ネットワークやコミュニティワークの講演や実践を交えて情報交換や問題点、大切さを学ぶ。	
事業の課題	
個々のネットワークの形成が、社協で作成した災害時防災支援マップや、町で策定した災害時要援護者避難支援計画の登録などにより行われてはいるが、希薄になりつつある。災害のみならず日頃の声かけなど近所づきあいの大切さを再認識する機会をもつことが大切である。	
平成29年度までの事業の方向性	
高齢者世帯等の安否確認などを社協役員・支会役員・民生委員・地域住民と安心・安全な街づくりパトロール隊で連携を図っているが、より一層図れる体制づくりを行い、充実した連絡会を第3期計画中の開催を目指す。	
財 源	自主財源および共同募金配分金

◎安心・安全な街づくり（パトロール隊、支援マップ）

事業内容

パトロール隊は、町や民生委員等から訪問依頼を受けた要援護高齢者世帯等の安否確認や困りごと相談業務、ちょっとした生活支援（ゴミ出し、冬期間の暖房用ストーブへの灯油補充、電球の取り替えなど）等を、週１回程度の訪問を通して行っている。

支援マップ（災害時防災支援マップ）づくりを平成２２年度に作成し、平成２３年度には見直しを実施。各支会および集落ごとに活用してもらえるように配布済である。

事業の課題

パトロール隊については、現在７名の職員で５班に分けて町内の高齢者世帯等の訪問活動を実施している。５年間で高齢者世帯、認知症高齢者の一層の増加による訪問世帯数増加への対応や訪問回数についての検討が必要である。

支援マップについては、パトロール隊や民生委員を中心に作成しているが、災害が発生した場合の近隣住民の助け合いは必要不可欠であるので、作成段階から協力が得られる体制づくりが課題である。

平成２９年度までの事業の方向性

パトロール隊については、今後も町と協議し訪問世帯数や訪問活動内容の検討など必要と思われる。

また、現在土曜日の訪問は実施しているが、日曜、祝祭日などの訪問活動など町と協議しながら対象者から聞き取りを行い、訪問が必要な場合にはパトロール隊の人員や訪問活動車などの整備も含め可能であるか検討し、２年後の見直しを含めて町と協議する必要がある。

支援マップの見直しについては、高齢者世帯に変動があるので毎年見直しが必要であり、その活用を含めて、災害のみでなく、福祉除雪対象者や雪下ろし支援の必要な世帯の把握も含めてマッピングする必要がある。

財 源

受託金

◎高齢者世帯等の除排雪の支援と雪下ろし世帯の把握および支援

事業内容

除排雪の支援（福祉除雪サービス事業）については、シルバー人材センター会員が、75歳以上の高齢者のみの世帯で除雪が困難な世帯に町から委託を受け、安全な通路（道路に面した出入り口概ね1.8m幅）を確保するため除雪車によって排雪された雪塊を取り除く作業を行っている。

雪下ろし世帯の把握および支援については、降雪前に依頼のあった高齢者世帯等の屋根の形状や滑り止めの確認を徹底し、雪下ろし依頼者に対し、安全確保のために会員最低2名の作業を了解いただき、雪下ろしを行っている。

事業の課題

- ・ 除雪作業のできるシルバー人材センター会員の高齢化や登録会員が減少しているため、会員確保が課題である。
- ・ 福祉除雪サービス事業対象者が年々増加し、会員の対象者宅への配置が課題である。
- ・ 雪下ろしについては、福祉除雪サービス事業と同様に、会員が高齢化しており、団塊の世代の会員確保、町や建設業者、建設技能組合など団体との連携が今後一層課題である。
- ・ 予想外の豪雪により、雪下ろし作業前のおおよその作業料の見積もりと実際にかかった作業料（請求額）の割り増しに対する依頼者の了解が課題である（下から見た雪の量と実際に屋根に上った場合の雪の量の違い）。

平成29年度までの事業の方向性

団塊の世代の会員確保、雪下ろしなど専門性の安全講習などを行う。

作業効率や安全面を考え、複数会員の作業を依頼者に承諾を求めると同時に雪の量によっては、作業料の請求前に増加を適時報告し、了解を得る体制づくりをおこなう。

財 源

福祉除雪サービス事業（受託金） 雪下ろし（依頼者負担）

◎ボランティア団体連絡協議会への支援

事業内容	
羽後町ボランティア団体連絡協議会に担当職員を配置し、事務的支援や活動費の助成を行い、各ボランティア団体、個人ボランティアとの連絡調整も行っている。また、ボランティア連絡協議会の事業である「自殺予防・心といのちを考える講演会」など積極的に実施している。	
事業の課題	
・個々にボランティアを行っている人や連絡協議会に加入していない団体もあり、把握が困難なボランティアもいるものと思われる。連絡協議会の趣旨を理解してもらい加入してもらうことが課題である。 ・災害時に設置される災害ボランティアセンターと連絡協議会との協力体制についても日頃より意見交換会を行う必要がある。	
平成２９年度までの事業の方向性	
今後も継続実施するが、課題の解決に向け、今後協議を行い会の発展に寄与できるように支援して行く。	
財 源	共同募金配分金

◎福祉団体等との連携

事業内容	
羽後町内にある福祉関係団体（民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、母子寡婦協会）については、町福祉保健課で事務等を行っており、町と協議しながら連携を図っている。また、各団体の総会にも出席し、お互いの事業内容についても協力体制を図っている。	
事業の課題	
・特に民生児童委員協議会との連携は、今後益々必要である。少子高齢化が更に進む中、高齢者世帯のみならず住民が抱える課題に目を向け、今後も毎月定例の民生児童委員正副会長会議にも積極的に参加し、お互いの情報交換に努め、パトロール隊を含め情報共有にも努める必要がある。 ・より一層民協との連携を図るため地区担当の職員配置も検討してまいりたい。 ・子どもの状況の中で子育て等の支援が社会福祉協議会として殆ど無い。	
平成２９年度までの事業の方向性	
課題解決に向け、平成２６年度までに検討して行く。	
財 源	自主財源

◎ボランティアの受け入れや職場体験の受け入れ

事業内容	
東日本大震災後の被災者受け入れのための空き住宅の清掃作業を羽後町ボランティア連絡協議会と連携を図り実施。また、町内の小中高校の施設ボランティアの介護体験、施設慰問など積極的に受け入れている。 職場体験については、五輪坂デイサービスセンターを中心に大学生や専門学校生の他、中学生や高校生の職場体験も受け入れている。	
事業の課題	
・ボランティアの受け入れも夏休みや冬休みなどに集中し、調整が課題となっている。	
平成２９年度までの事業の方向性	
今後も継続実施するが、課題の解決に向け、他施設や他事業所の受け入れ体制の整備も含め検討して行く。	
財 源	自主財源

◎災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの策定

事業内容	
大地震、暴風雨などにより災害が発生した場合の復興支援等ボランティアの受け入れのためのセンター設置運営マニュアルである。 東日本大震災により県内各市町村にマニュアル策定が必須となった。 平成２４年度に策定。災害が発生した場合の一時的なセンターであり、通常のボランティアの受け入れとは異なるものである。	
事業の課題	
・実際の災害発生時の規模によるボランティアの受け入れ人数や要望など多岐にわたると思われる。 ・災害ボランティアコーディネーターの研修を修了した職員が少ない。 (平成２４年度現在２名)	
平成２９年度までの事業の方向性	
被災地で災害ボランティアセンター運営に協力した職員および災害ボランティアコーディネーターや県社協と連携を図り、日頃の協力体制を含めて話し合っておく必要がある。 今後も災害ボランティアコーディネーターの養成研修に参加させ、受講済者を増やす。	
財 源	自主財源、共同募金配分金、その他

◎障がい者自立支援保養事業

事業内容	
脳卒中など脳疾患により体が不自由になり、自宅で保養している方々を民生委員を通じて、参加申し込みを受け、温泉施設等で健康チェック（血圧測定など）や漫談などを聞いて食事を楽しみながらゆっくりしてもらおう慰労事業である。	
事業の課題	
・参加者対象者は、ADL（日常生活動作）はほぼ自立者であるなどの理由により、毎年ほぼ同じであり、新規の参加者はほとんど居ない。 ・共同募金配分金を利用して事業を行っているが、地域配分金の用途も定額助成でなく、広域的な事業に対する配分を行うという趣旨となり、「新しい地域助成の仕組みづくり」が必要となる。パートナーミーティング（助成団体と寄付者のつどい）を実施するなど費用対効果を説明しなければならず、固定した利用者への事業への助成が難しくなる。 ・全額共同募金配分金を利用しているため、参加費の自己負担など課題がある。	
平成２９年度までの事業の方向性	
平成２５年度以降については、存続の趣旨も含めて検討する必要がある。	
財 源	平成２４年度までは、共同募金配分金

◎さくら草の会（高齢者一人暮らしの会）への支援

事業内容	
町内の概ね６５歳以上の高齢者で一人暮らしの会員を年３回（総会、秋の芋煮会、冬のお楽しみ会）、町内の温泉施設で健康講話や漫談、会員同士のカラオケなどを実施しながら、食事を楽しむ会である。	
事業の課題	
・団体の育成費以外は参加者の自己負担であり、会員が増えず、毎回５０名程度の参加者である。 ・町内の住民を一カ所に集めて実施しているが、送迎など課題があり場所を代えて実施することが難しい。	
平成２９年度までの事業の方向性	
今後も会員一同が集まる場所の提供など継続して実施する必要がある、送迎など課題を検討して行く。	
財 源	共同募金配分金、その他（参加費）

◎福祉茶話会の充実、福祉座談会の開催

事業内容	
福祉茶話会については、支会を中心に高齢者の集う場所として集落単位で会館や公民館を借用し、映写会や舞踊、日頃思っていることを話し合いながらお茶や食事を楽しむ会である。	
福祉座談会については、新規に開催する。	
事業の課題	
・福祉茶話会については、町内各集落単位に開催できていない。 ・福祉座談会については、支会役員等（行政連絡員、集落の会長等）との座談会など話し合う機会はあるが、一般会員などを対象に意見を聞く機会がない。	
平成２９年度までの事業の方向性	
福祉茶話会については、支会と協力し合い、継続して実施したい。	
福祉座談会については、平成２５年度に支会と連携を図り、開催について意見交換会を計画内に実施する。	
財 源	自主財源

◎高齢者生きがい対策（シルバー人材センター会員）

事業内容	
概ね６０歳以上の登録会員を対象に、町や民間から依頼を受けた業務（草刈り、冬囲い等様々）を受注し、職種ごとに登録した内容に合致した会員にセンターが依頼し、業務にあたってもらっている。	
会員の生きがい対策として実施しているが、長年培ってきた経験や資格を生かすことができる事業である。	
事業の課題	
・会員の高齢化と特に冬期間の冬作業（雪寄せ、雪下ろし）の登録会員が減少し、発注および受注に苦慮している。 ・掃除や草むしりなど女性会員の登録が少ない。	
平成２９年度までの事業の方向性	
団塊の世代を含め、会社等で継続雇用などにより、登録したい会員が少ない。しかし、受注を受けている町や民間を含めて退職後の登録をお願いすると共に平成２７年度までに目標を定め、女性会員を含め増員を図って行く。	
財 源	補助金、自主財源（事務手数料等）

◎福祉有償運送事業

事業内容	
シルバー人材センターが、町で設置されている「羽後町福祉有償運送事業運営協議会」により平成１７年から事業の町補助を受け、障がい者用リフトカーの陸運支局登録車で、町内在住の介護保険認定者や障害者手帳保持者で車椅子かストレッチャーでしか移動できない方を対象に、通院や施設移動などを有償で実施する事業。（運転手については、第２種自動車運転免許所持者）	
事業の課題	
・登録車が１台のみであり、すべての要望に応えることができない。 ・現在のリフトカーも平成２５年度には、５年目を迎え、活動計画最終年度で１０年を迎えるが、高額なため自費購入の更新が難しい。	
平成２９年度までの事業の方向性	
毎年利用者も多くなり、許認可の有効期限が平成２６年３月までのため、今後も継続が必要であり、平成２５年度には「羽後町福祉有償運送事業運営協議会」の開催を町にお願いして行く。 第３期計画年度内にリフトカーの更新も必要なため、補助や配分、貸与など町や関係団体と協議していく必要がある。	
財 源	補助金

◎総合相談事業

事業内容	
町民の様々な相談に応じ、場合によっては関係機関と連携を図り問題解決につなげている。 また、土曜日も午前８時３０分から午後５時１５分まで職員を配置し、電話相談や窓口相談を実施している。	
事業の課題	
・相談内容も多岐にわたるほか、複雑化しており、専門的知識が必要である。 ・金銭的な相談も多く、その場の解決も難しい。	
平成２９年度までの事業の方向性	
町で行っている行政相談（弁護士相談等）への架け橋など関係機関とより一層連携を図っていく。	
財 源	自主財源

◎日常生活支援事業（旧：地域福祉権利擁護事業）

事業内容	
物忘れが多くなった認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用についての情報提供、利用のための手続き、料金の支払い等、日常的金銭管理を行い安心して生活が出来るように支援する。	
事業の課題	
・契約者数は減少してきているが、判断能力が低下し、日常生活支援事業で対応が難しいケースが増加すると思われる。 ・今後認知症高齢者が増加し、契約希望者が増加した場合には、現在の県社協より委嘱された生活支援員や県社協の職員である専門員数で対応できるかが課題である。	
平成２９年度までの事業の方向性	
重度な認知症等対応困難なケースや成年後見制度等対象となりえる契約者には、地域包括支援センターや関係機関にスムーズに移行できるよう支援していく。	
財 源	自主財源（但し、支援費用は自己負担または生活保護世帯は無料）

◎福祉用具短期間貸出事業

事業内容	
町民を対象に福祉用具（車椅子）を介護保険等要介護認定前に借用したい利用者やけが等により短期間（最長１ヶ月）使用しなければならない利用者に無料で貸し出す事業である。	
事業の課題	
・首都圏羽後町会や町内学校からの寄付であるため、台数に制限がある。 ・介護保険の福祉用具貸与（車椅子レンタル）が該当しない利用希望者もあり、期間延長を希望されるケースもある。	
平成２９年度までの事業の方向性	
備品購入を検討しながら、寄付団体への要請も図っていく。	
財 源	自主財源、その他（寄付等）

◎介護保険認定調査の受託

事業内容	
居宅介護支援事業所の介護支援専門員のうち、県が実施する認定調査員研修修了者で県に登録されている者が、介護保険要介護認定調査の第一次判定材料として、介護保険要介護認定調査の依頼を受けた対象者のADL（歩行などの日常生活動作）、IADL（洗濯や買い物などの手段的日常生活動作）や認知機能等（物忘れなど）を調査を実施する事業。	
事業の課題	
・介護支援専門員が、介護支援専門員実務研修受講試験や受験資格の要件等の関係でここ数年増加しないため、有資格者の定年退職者ができれば登録者が減少しつつある。	
平成２９年度までの事業の方向性	
受託件数は減少しているが、今後５年間に於いて、介護支援専門員実務研修受講試験受験資格該当者の受験対策を含め、認定調査の委託も町と協議しながら継続して実施していく。	
財 源	受託金

◎居宅介護支援事業

事業内容	
町民の介護保険要介護認定者を対象に、介護保険法の理念に基づき、要介護状態になった場合でも、本人が有する能力に応じ、可能な限り住み慣れた自宅（居宅）において、日常生活を営むことができるよう本人の自己決定に基づき、居宅サービスを提供し、自立した生活を営むことができるように配慮を前提に居宅サービス計画（ケアプラン）を作成する事業。	
事業の課題	
・介護支援専門員は、兼務職員が多く、常勤換算等による標準担当件数（常勤で３５件）の関係等で、安定的な収入でない。 ・介護保険事業所全体での経営安定のためには居宅介護支援事業所の契約者を確保していく必要があるが、介護支援専門員の数が少ない。	
平成２９年度までの事業の方向性	
継続的な安定収入を確保するため、介護支援専門員の資質向上を目的に内外研修を積極的に参加させ、利用者から信頼される職員の配置や法人として介護支援専門員の確保を行っていく。	
財 源	自主財源

◎五輪坂デイサービスセンター（障がい者利用含む）事業

事業内容	
介護保険法の理念に基づき、通所により要支援、要介護状態にある高齢者等（障がい者含む）に対し、その有する能力に応じ、入浴介助、食事介助、機能訓練、趣味活動、送迎など提供し、日常生活を営むことができるように支援する事業。	
事業の課題	
・不特定多数の利用者が利用される施設であり、インフルエンザやノロウイルスなど感染症対策が必要である。 ・通所介護と予防通所介護の利用者がおり、機能訓練、趣味活動など個々別々なため多種準備が難しい。	
平成２９年度までの事業の方向性	
今後も継続して実施する事業であるが、職員の意識改革を含め、事故防止、感染予防に努める。また、介護福祉士など、それぞれの職種の資格取得を推進し、施設の資質向上に努める。	
財 源	受託金

◎訪問介護事業（介護保険法、障害者自立支援法）

事業内容	
介護保険法の理念に基づき、要支援、要介護状態にある高齢者等（障がい者含む）に対し、利用者の心身の状況、環境等を踏まえ、利用者が可能な限り在宅（居宅）においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように適切な生活援助、身体介護を行う事業。	
事業の課題	
・施設入所、事情による長期的なショートステイ（短期入所）、入院等による利用者の減少や平成２４年度介護報酬改定による減収が大きい。 ・第３期計画内の平成２７年度に再度改正されるため見通しが難しい。 ・訪問希望時間（食事介助など）など集中し、対応が難しい。 ・訪問介護員（介護福祉士、２級以上）の募集を行ってもほとんどいない。	
平成２９年度までの事業の方向性	
継続的な安定収入を確保するため、介護支援専門員との連携をより一層図り、サービス提供時間も重複しないような調整を行い、サービス提供にあたる。 事業所および職員のレベルアップを図る。	
財 源	自主財源

◎除雪ボランティアの登録および活動事業（新規）

事業内容	
シルバー人材センター会員による福祉除雪サービス事業や雪下ろしなどの現在実施済みの事業とは別に、高校や中学生または一般のボランティアに登録してもらい、除雪が困難な高齢者のみの世帯の除雪をしてくれるボランティアの登録をお願いし、必要に応じて依頼する事業。	
事業の課題	
・新規のため、課題も未確定であるが、あくまでもボランティアのため強制ではなく、ボランティアの登録者がいるか課題。	
平成２９年度までの事業の方向性	
新規事業であり、平成２５年度を初年度とし、始めに高校生のスポーツ部に登録依頼。安全面に特に配慮するため全国社会福祉協議会のボランティア保険に加入し、除雪器具の備品等を整える。	
財 源	共同募金配分金

◎緊急通報システム（ふれあい安心電話）推進事業

事業内容	
平成３年より町内の概ね６５歳以上の高齢者等で、設置が必要な世帯に対し、「ふれあい安心電話」を無料で貸与し、県社協と契約し２４時間体制で緊急や相談支援体制を整え、民生委員や近隣の協力者とのネットワーク形成を図っている事業。	
事業の課題	
・平成２４年度において、すべての設置希望している待機者に設置済み（１０月現在）となり、今後は町や民生委員と協議して台数の検討を行う。 ・一人暮らし等設置後の入所、死亡等把握が困難な場合がある。	
平成２９年度までの事業の方向性	
今後も継続して実施する事業であるが、平成２４年度については、設置希望者の待機解消および設置台数の半数を更新、平成２５年度は残りの機器を更新し、緊急時や相談支援体制をより一層はかる。平成２５年度までに町内に１５０台まで設置可能となる。 状況把握困難なケースには、町や民生委員、協力者との連携を密に行う。	
財 源	受託金

◎社会福祉大会

事業内容	
平成24年度で第41回をむかえた大会。地域福祉の推進をテーマに開催している。 また、長年にわたる社会福祉に貢献された方々への表彰、大会宣言の承認等の式典、体験発表など講演、ボランティアによる舞踊や郷土芸能などアトラクションを行う事業。	
事業の課題	
・時期的なこともあると思われるが、若い参加者が少なく他のイベントと合うケースが多い。 ・町内に送迎バスを巡回しているが、乗客数が少なく、検討が必要である。	
平成29年度までの事業の方向性	
今後も継続して実施する事業であるが、若い世代の町民の参加を含め参加者を多くするためには、内容の再検討や開催時期についてなど再検討する必要がある。	
財 源	共同募金配分金

◎福祉だより「ふれあい」の発行（ホームページ開設）

事業内容	
平成元年に法人化と同時に「ふれあい」を発行。第75号(平成24年9月号)を数え、社協の事業、財務状況、善意等について掲載し、全戸配布。年4回～5回発行。	
事業の課題	
・全戸配布しているが、発行に対してどのくらい周知されているか未定である。 ・町民への周知が、広報のみである。	
平成29年度までの事業の方向性	
今後も住民と共に社協活動を推進するために「住民理解」を得るうえで必要な広報活動である。町広報の発行日と合わせ行政連絡員の負担にならないようをお願いしていく。 その他、携帯、スマートフォンやインターネットの普及により、紙媒体のみでなく、広報活動のみならず社協の周知を図るため電子閲覧が可能なホームページの開設も検討する必要がある。	
財 源	自主財源、共同募金配分金

◎除雪機貸し出し事業（高齢者等要援護世帯）

事業内容	
平成２３年度に秋田県地域支え合い体制づくり事業の補助金を受けて、高齢者等要援護世帯の冬期間の降雪時期に安全な通路の確保を目的に、燃料のみを負担していただき、登録会員や集落単位に無料で除雪機の貸し出しを行う事業。	
事業の課題	
・除雪機が１台のみであり、豪雪時の貸し出しが集中する可能性がある。 ・除雪機の貸し出しに登録会員等の軽トラックなど使用しなければならず、運搬など借入れについて制限される。	
平成２９年度までの事業の方向性	
今後も継続して実施する事業であるが、運搬車の確保により、より一層借り受ける登録会員など増えるように軽トラックなどを確保できるように、町や県に要望していく。 また、除雪機の管理を含め、台数確保も必要と思われる。	
財 源	補助金（購入費）、受託料（運営費）

◎出会い婚活事業への協力

事業内容	
秋田県社会福祉協議会でも、若者の定着と未婚者の出会いの場の提供、結婚を支援するため秋田県結婚支援センターに助成などしながら連携を図っているが、当協議会においても町内で婚活事業を行っている団体と連携を図り、未婚の若者の出会いの場を提供する事業を関連団体と行っていく、新規事業である。 実施内容については平成２５年度に検討、準備を行い、実施していく計画である。	
事業の課題	
・町内に未婚の若者がどれくらいいるか把握できていない。 ・事業を行っても、婚活を目的に参加してくれるかが課題。	
平成２９年度までの事業の方向性	
新規事業のため、課題も含めて未定であるが、若い職員が中心となり、県外も含め他で実施している市町村社協がある場合情報を得ながら参加者を増やす工夫が必要である。	
財 源	共同募金配分金、その他

◎長期不就労者対策事業

事業内容	
長期間定職についていない青年層の実態把握調査を行い、結果をふまえて必要に応じ就業や生活の支援につなげる事業を検討していく。	
事業の課題	
・対象者の特性上、正確な実態把握は難しいと思われる。 ・担当職員には専門的な知識と経験が必要とされる。	
平成２９年度までの事業の方向性	
実態把握の方法からその後の展開含め、ある程度時間をかけて検討する。その間も職員は専門的な知識の習得に努め、また先進地である他市町村社協等の事例を参考にしていく。	
財 源	共同募金配分金、その他

◎たすけあい資金貸付事業

事業内容	
町民の生活困窮者等が年金等の受給前のつなぎ資金として生活費等５万円を限度として、担当民生委員と連携を図り、無利子で貸付を行う事業。	
事業の課題	
・不景気などにより、借り入れ希望者が増加し、返済など課題があるケースが増えた。（貸付原資の確保など） ・他の市町村から引っ越してくる借り入れ希望者も多く、担当民生委員や社協職員が家族構成など身元を把握できないこともある。	
平成２９年度までの事業の方向性	
・今後も継続して実施する事業であるが、町の受託であり今後は原資の確保を含め、より一層貸付についても協議し、返済や督促などを徹底して行う。 ・金銭的な相談＝貸し付けだけでなく、仕事の斡旋など町無料職業相談所への紹介等職業斡旋関連団体とも連携を図り、仕事の支援も行う必要があると思われる。	
財 源	受託金（貸付のみ）

◎生活福祉資金貸付事務事業

事業内容	
秋田県社会福祉協議会の受託を受けて、生活支援資金や緊急小口資金の貸付事務（手続き等経由事務）を行っている事業。	
貸付決定については、秋田県社会福祉協議会で行うが、社協で意見書を作成するため、貸付調査委員会を設置している。	
事業の課題	
・総合相談所を含め、担当職員のみならず相談体制を確立する必要がある。 ・滞納者の督促など秋田県社会福祉協議会との連携を密に行う必要がある。	
平成２９年度までの事業の方向性	
今後も継続して実施する事業であるが、貸付相談体制の確立を図り、担当民生委員や秋田県社会福祉協議会とも連携を密に取り、借受希望者への対応を図る。	
財 源	受託金（事務費のみ）。貸付については、秋田県社会福祉協議会

◎理事会・評議員会

事業内容	
・理事会は、業務決定機関であり、年３回以上開催（事業の状況にともない、随時開催）。会活動の運営にあたる。 ・評議員会は、定款変更、予算・決算、事業計画・事業報告など定款で定めた事項について理事会の議決を経て、その後議決を得なければならない機関である。	
事業の課題	
・社協執行機関としての理事会、議決機関である評議員会との共通認識を図る必要がある。	
平成２９年度までの事業の方向性	
・理事会・評議員会が一体となって、地域福祉活動を推進する。 ・人口等に対する理事数、評議員数など適正であるかどうか検討する。	
財 源	自主財源

◎委員会（総務財務、事業推進、調査広報）

事業内容	
運営を効率化するために理事会に３委員会を置き、会長以外の理事で構成する。	
事業の課題	
・各事業の内容や組織体制を点検できる委員会とする。 ・理事会において積極的に協議できる委員会になるよう、資料等を整える必要がある。	
平成２９年度までの事業の方向性	
今後も継続して実施するが、各委員会の業務内容を精査し、地域における地域福祉の充実を図るべく総合的に体制・基盤の強化に努める。	
財 源	自主財源

◎役職員先進地視察研修

事業内容	
・役職員が、先進地の町や社協、施設等の視察研修を年１回実施し、今後の事業や地域福祉の糧として研修会を実施すると共に、理事会で事業の立案などに役立てている。	
事業の課題	
・合併等により市町村が少なくなり、規模なども違いがあり、研修先を決めるのが難しい。	
平成２９年度までの事業の方向性	
・年次計画を早めに立て、研修希望地の地域福祉の実施内容など情報をいただき、当社協の現状と比較して、今後の事業展開に結び付けられるように町や県社協等から情報をいただき実施して行く。	
財 源	自主財源

◎本会・支会三役合同会議

事業内容	
毎年、決算等理事会・評議員会終了後、本会役職員、支会三役（会長、副会長、事務局長等）が、本会の事業報告、今後の事業などについて支会に本会の状況を説明するとともに、支会への協力体制の把握、各支会活動の状況を報告する会議を年1回行っている。	
事業の課題	
・支会の状況報告のみでなく、本会・支会の連携をより一層図るために会議内容を検討する必要がある。	
平成29年度までの事業の方向性	
今後も継続して実施するが、課題のとおり内容も充実を図る必要があると思われる。支会の地域福祉の課題もあろうかと思われるので、配食サービスなど本会が町民すべてに届かない部分を支会が事業展開してくれているので、職員の協力など連携を密にする。	
財 源	自主財源

◎職員研修（事業所別）

事業内容	
・法人内の事業所別に、それぞれの職種に必要な資格取得（社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事任用資格等）や研修により新しい情報の習得を目的に、研修会やスクーリングに参加させ、職員の資質をあげている。	
事業の課題	
・介護保険法や障害者自立支援法の制度により事業を展開しているが、介護支援専門員の資格更新制度や法改正などにより、受講が必須であり、日数についても長期化するケースがあり、日常業務との調整が課題である。 ・介護福祉士など受験日が年1回であり、職員複数者が受験する場合の勤務調整が課題である。	
平成29年度までの事業の方向性	
・受験資格取得者や取得希望者については、できるだけ受験する機会を与える。今後は、本人の資質向上のみならず、社協の質の向上にもつながると思われるので、年次計画をたてて受験や研修を受ける機会を持たせ、より一層専門職の育成を図る。	
財 源	自主財源

◎社協概要の発行

事業内容	
毎年6月に、定款、社協の動き、事業計画、組織体制などを冊子として、本会役員・評議員、支会三役、町など関係機関に200部印刷作成し、配布。	
事業の課題	
・毎年発行しているが、変更部分が事業計画のみであり、掲載内容など検討する必要がある。	
平成29年度までの事業の方向性	
平成25年度は継続発行を行い、平成26年度以降について掲載内容の検討、継続発行の検討など、毎年度発行するかを含めて検討する必要がある。	
財 源	自主財源

◎日赤社資・奉仕団活動への協力

事業内容	
・日赤社資については、毎年5月が社資募集強調月間となり、各支会や募金委員に協力していただき、戸別募集を実施。社資を継続してご協力くださる方を社員と称して加入をお願いしている。募集について当社協が事務局として担当。 ・奉仕団員の登録は4年に一度行われる。奉仕団では、災害時の炊き出し訓練や救急救命などの研修会を実施している。	
事業の課題	
・日赤社資については、世帯単位でお願いしているが、加入は個別であり、世帯主が変更になった場合は継続とならず、累計額が継続されない。 ・県支部の奉仕団員の登録制度が4年に一度であり、変更となっているケースがある。	
平成29年度までの事業の方向性	
・今後も社資募集を継続的に実施するために、奉仕団とも協力し合い、炊き出し訓練など活動を実施し、日赤活動の必要性を理解してもらう。平成26年度は奉仕団員の見直し期間であり、継続してお願いして行く。	
財 源	その他

◎青い羽根募金への協力

事業内容	
毎年５月１日から８月３１日までに日本水難救済会が海難救助にあたるボランティアの活動を支えるため、全国的に実施され、当町では、川、用水路等での事故防止のために、配分を受けて、手作りの看板や地域安全活動のための資機材の整備に使われています。 募金の募集のみ事務局として担当。救助等は町担当課が担当している。	
事業の課題	
・ 関連団体や学校等の協力を得て、危険箇所看板が設置されてきているが、設置場所によっては、個人所有の場所や看板設置による見通しの妨げになる設置希望箇所もあり、設置が難しいことがある。	
平成２９年度までの事業の方向性	
今後も継続して実施するが、水難事故防止を目的に、看板のみならず、検討が必要と思われる。	
財 源	その他

◎赤い羽根共同募金への協力

事業内容	
・ 毎年１０月１日から１２月３１日までに民間の団体によって行われる募金。町内においては、支会・町内会・募金委員等にご協力いただき、戸別募金を実施。その他イベント（社会福祉大会等）募金、学校募金など実施している。実施主体は都道府県共同募金会単位とし、社会福祉大会や広報「ふれあい」発行、高齢者に対する事業、障がい者自立支援事業などに助成。 ・ 定款の事業の目的にもあるが、募金活動について当社協は協力機関である。	
事業の課題	
・ 高齢化や核家族化により高齢者のみの世帯の増加、景気低迷など共同募金を取り巻く環境も変化してきているため、目標達成が難しくなっている。 ・ 配分については、現在は事業に対する配分であるが、今後は広域的に事業展開されている場合に配分されるために「パートナーミーティング」など地域助成の仕組みづくりを実施していくべきであり、今後検討が必要である。	
平成２９年度までの事業の方向性	
・ 当社協は配分を受ける団体であるので、今後も赤い羽根共同募金への協力について継続するが、配分については、平成２５年度に地域助成の仕組みづくりを含めて、できるだけ広域的な事業配分ができるように協力体制を整える。	
財 源	共同募金配分金、その他

◎歳末たすけあい募金への協力

事業内容	
毎年１２月１日から３１日までに共同募金の一環として実施。赤い羽根共同募金と同様に各支会や募金委員に協力していただき、戸別募金を実施。 新しい年を迎えられるよう町内の入所福祉施設へ運営費の一部として、また要援護世帯に見舞金として配分するために実施（全額町内へ配分）。	
事業の課題	
・募集期間が共同募金と重複していることや、年内配分のため実施からの期間が短いなど募金協力者に負担をかけている場合がある。	
平成２９年度までの事業の方向性	
今後も要援護者の見舞金として実施する。今後は、募金期間、配分会議の開催時期なども検討する必要がある。	
財 源	その他

◎福祉バス運行管理事業

事業内容	
・町で購入した福祉バス（特大バス４１名定員）の使用許可申請の受付を行い、町や福祉等関連団体の登録団体に、移送を目的に貸し出し。車検の手配など車両管理も実施している。 なお、車両の運転は、町職員が行っている。	
事業の課題	
・自家用バスであるので、貸出に制限があり、目的以外に使用してはならない。 ・保育園の遠足など、季節によっては登録団体が集中し、調整が必要な場合がある。	
平成２９年度までの事業の方向性	
・現在の福祉バスも平成１６年１月から運行を開始し、１０年目を迎える。今後も車検等車両管理の徹底を行うが、第３期地域福祉活動計画の最終年度には１５年目を迎え、第３期中に福祉バスのあり方や更新を含めて、町と協議していく必要がある。	
財 源	受託金

◎福祉人材業務事業

事業内容	
特別養護老人ホーム松喬苑（平成１４年４月から）、小規模多機能型居宅介護田代福祉センター（平成１９年４月から）の介護業務等の一部を受託している。	
事業の課題	
・退職、産休・育休など欠員が生じた場合の介護・看護職員の確保が難しい。 ・専門職としての資格取得に向けた体制づくりや介護福祉士など資格所持者の給与の確保が課題である。	
平成２９年度までの事業の方向性	
今後も継続して実施するが、特に介護職については介護福祉士の資格所持者の給与等を改善できるように町と協議していきたい。	
財 源	受託金

◎身体障害者・知的障害者（児）・精神障害者居宅生活支援事業

事業内容	
・精神障がい者の契約者に対し、居宅で介護が必要な場合にホームヘルパーを派遣し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護や生活援助を行う事業。	
事業の課題	
・定期的な利用者が少なく、安定的な収入が得られない。 ・処遇について専門的な知識が必要であり、能力に応じた接し方が難しい。	
平成２９年度までの事業の方向性	
・今後、障害者自立支援法の法改正（障害者総合支援法へ）など行われるため、事業所として基本理念（利用者の尊厳など）を踏まえ、利用者にとって自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な研修を受講させ事業所、職員のレベルアップ・スキルアップを目指す。	
財 源	自主財源

◎高瀬ケアセンター介護業務等受託事業

事業内容	
高瀬ケアセンター（平成２２年４月から）の介護業務等の一部を受託している事業。	
事業の課題	
・訪問介護、福祉人材業務等受託事業と同様に、退職、産休・育休など欠員が生じた場合の介護・看護職員の確保が難しい。 ・専門職としての資格取得に向けた体制づくりや介護福祉士など資格所持者の給与の確保が課題である。	
平成２９年度までの事業の方向性	
今後も継続して実施するが、特に介護職については介護福祉士の資格所持者の給与等を改善できるように町と協議していきたい。	
財 源	受託金

福祉用語の説明

- ◇ 機能
活動の能力を発揮すること。
- ◇ 協働
同じ目的のために協力して働くこと。
- ◇ 権利擁護
物事を自由に自分の意思で行えるように守ること。
- ◇ 社会資源
福祉ニーズの充足のために活用される施設、設備、資金、知識、技能、人、集団など。
- ◇ 住民参加
政策・計画・運営及び実施に住民の意見が反映されるしくみ、または住民が直接参加すること。
- ◇ 小地域活動
地域の範囲を小さく分割して行う活動。
- ◇ 推進
物事をはかどらせ、前進させること。
- ◇ 相互扶助・互助
互いに助け合うこと。
- ◇ 促進
物事がはかどるようにうながし進めること。
- ◇ トータルケア
総合生活支援。
- ◇ 体制
全体として組織されている様式。
- ◇ 態勢
物事に対する構えや態度。
- ◇ 福祉意識
住民の相互扶助で成り立つ社会の創造に参加することへの自覚・認識。
- ◇ 福祉課題
住民の相互扶助で成り立つ社会の創造に向けて、解決を図るために与えられた問題。
- ◇ 福祉ニーズ
自力では生活の維持・向上を図ることができず、社会的な援助を必要とするもの。
- ◇ 連携
同じ目的に向かっている者同士が、互いに連絡を取り、協力し合って行うこと。
- ◇ 連動
ある一ヶ所を動かすと、他の部分も自動的に動きをすること。
- ◇ イメージ
心の中に思い浮かべる姿や情景。
- ◇ コーディネーター
物事の調整・まとめ役。
- ◇ サマーショートボランティア
高校生などが夏休みの短期間、福祉施設等で奉仕活動をする事。
- ◇ サロン
人々が憩い、ふれあう場。
- ◇ ノーマライゼーション
高齢者や障害者の生活上の妨げになるものを取り除くこと。
- ◇ バリアフリー
高齢者や障害者の生活上の妨げになるものを取り除くこと。
- ◇ ヒアリング
聞き取り。
- ◇ ビジョン
未来への計画・展望・方向付け。
- ◇ ボランティアスクール
ボランティア活動をよりよいものにするための知識や技術を身につける講座や研修会のこと。
- ◇ ボランティアセンター
ボランティア（活動）について、相談や援助活動を行うところ。
- ◇ わくわくサタデー、わくわく教室
土曜や長期の休み（夏休み、冬休みなど）に指導員を学校に配置して子どもたちを指導やし、見守りを行っている活動の愛称。

羽後町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目 的)

第1条 羽後町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）は、羽後町社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の要請に応え、羽後町地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的とする。

(任 務)

第2条 委員会は、次の事項について責任を負う。

- (1) 計画策定に必要な実態把握、課題の整理、推進方策等検討の作業
- (2) 基本計画及び実施計画の策定
- (3) その他、計画策定のために必要な事項

(委 員)

第3条 委員会の委員は、羽後町社会福祉協議会の役員・評議員の中から会長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員の互選により委員長1名を置く。委員長は会務を統括する。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、計画を会長に提出するときまでとする。

(委員会)

第6条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(検討部会の設置)

第7条 委員会が必要と認める場合は、福祉活動の知識や経験を有する者で構成する「活動推進検討部会」を設置することができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、羽後町社会福祉協議会内に置く。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附 則)

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

別紙資料

出生数と子どもの数（15歳未満）の推移

年	年齢	出生数	0～4歳	5～9歳	10～14歳	合計(人)	総人口(人)	15歳未満が占める割合
昭和60年		282	1,418	1,435	1,319	4,172	21,248	19.6%
平成10年		147	758	1,022	1,309	3,089	20,438	15.1%
平成11年		144	705	992	1,258	2,955	20,274	14.6%
平成12年		128	761	988	1,221	2,970	20,136	14.7%
平成13年		121	722	937	1,167	2,826	19,962	14.2%
平成14年		116	687	889	1,111	2,687	19,747	13.6%
平成15年		111	649	858	1,068	2,575	19,389	13.3%
平成16年		96	613	832	996	2,441	19,253	12.7%
平成17年		129	570	786	983	2,339	18,989	12.3%
平成18年		89	559	748	932	2,239	18,715	12.0%
平成19年		104	531	714	880	2,125	18,440	11.5%
平成20年		107	520	633	845	1,998	17,381	11.5%
平成21年		104	526	594	804	1,924	17,112	11.2%
平成22年		101	506	569	780	1,855	16,822	11.0%
平成23年		98	490	545	724	1,759	16,446	10.7%
平成24年		81	482	524	687	1,693	16,160	10.5%

※ 秋田県年齢別人口流動調査

高齢者の数（65歳以上）の推移

年	年齢	65～74歳	75～84歳	85歳以上	合計(人)	総人口(人)	65歳以上が占める割合
昭和60年		1,985	844	144	2,973	21,248	14.0%
平成10年		3,280	1,588	376	5,244	20,438	25.7%
平成11年		3,277	1,695	409	5,381	20,274	26.5%
平成12年		3,246	1,744	403	5,393	20,136	26.8%
平成13年		3,208	1,846	460	5,514	19,962	27.6%
平成14年		3,152	1,943	499	5,594	19,747	28.3%
平成15年		3,114	2,035	514	5,663	19,489	29.1%
平成16年		2,937	2,186	548	5,671	19,253	29.5%
平成17年		2,810	2,267	577	5,654	18,989	29.8%
平成18年		2,673	2,332	632	5,637	18,715	30.1%
平成19年		2,590	2,358	658	5,606	18,440	30.4%
平成20年		2,351	2,393	743	5,487	17,381	31.6%
平成21年		2,255	2,407	782	5,444	17,112	31.8%
平成22年		2,125	2,368	847	5,340	16,822	31.7%
平成23年		1,947	2,378	887	5,212	16,446	31.7%
平成24年		1,947	2,348	945	5,240	16,160	32.4%

※ 秋田県年齢別人口流動調査

手帳所持者数の推移

区分 年	身体障害者手帳所持者（人）	療育手帳所持者（人）
平成 13 年	874	120
平成 14 年	928	131
平成 15 年	1,026	133
平成 16 年	1,085	137
平成 17 年	1,105	133
平成 18 年	1,148	136
平成 19 年	1,113	145
平成 20 年	1,113	150
平成 21 年	1,134	156
平成 22 年	1,151	161
平成 23 年	1,150	161
平成 24 年	1,142	163

（各年 4 月 1 日現在）

母子・父子世帯、生活保護世帯の推移

区分 年	母子世帯	父子世帯	生活保護世帯
平成 13 年	125	32	56
平成 14 年	132	36	58
平成 15 年	134	47	60
平成 16 年	145	50	60
平成 17 年	139	41	74
平成 18 年	144	43	86
平成 19 年	140	42	83
平成 20 年	143	43	82
平成 21 年	133	41	90
平成 22 年	148	42	106
平成 23 年	141	43	97
平成 24 年	140	42	102

（各年 4 月 1 日現在）

1世帯あたりの人数の推移

区分 年	総人口（人）	世帯数（世帯）	1世帯あたりの人 数（人）
昭和60年	21,248	5,109	4. 1 6
平成10年	20,438	5,371	3. 8 1
平成11年	20,274	5,378	3. 7 7
平成12年	20,136	5,381	3. 7 4
平成13年	19,962	5,389	3. 7 0
平成14年	19,747	5,408	3. 6 5
平成15年	19,489	5,418	3. 6 0
平成16年	19,253	5,413	3. 5 6
平成17年	18,989	5,407	3. 5 1
平成18年	18,715	5,408	3. 4 6
平成19年	18,440	5,432	3. 3 9
平成20年	17,381	5,404	3. 2 2
平成21年	17,112	5,406	3. 1 6
平成22年	16,822	5,382	3. 1 3
平成23年	16,446	5,370	3. 0 6
平成24年	16,160	5,382	3. 0 0

＜資料＞昭和60年（国勢調査）

平成10年～平成24年（各年4月1日現在）

高齢者のみの世帯の推移

区分 年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年
ひとり暮らし	348	364	376	384	395	486	439	452	438	424	423
二人以上 高齢者のみ	379	419	447	464	491	442	446	441	416	391	369

（65歳以上で、各年4月1日現在）

第3期羽後町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

氏 名	役 員・評議員	地 区	備 考
村上 興子	理 事	仙 道	副会長・支会長
石垣長右衛門	理 事	元 西	副会長・支会長 民生委員
菅原 教一	理 事	西馬音内	総務財務委員長
伊藤 幸作	理 事	明 治	調査広報委員長 民生委員
黒澤 興一	理 事	西馬音内	町民生委員協議会会長
佐 藤 隆	評 議 員	三 輪	支会事務局長
黒崎 一男	評 議 員	三 輪	支会理事 町身障協会会長
高橋 卯一郎	評 議 員	新 成	支会長
石垣 加代子	評 議 員	明 治	支会理事
和田 ふみ子	評 議 員	元 西	支会理事
茂木 康子	評 議 員	田 代	支会理事
土田 房美	評 議 員	仙 道	支会監事

第3期羽後町地域福祉活動計画

平成25年4月発行

社会福祉法人

羽後町社会福祉協議会

〒012-1103

秋田県雄勝郡羽後町林崎

字五林坂21-1

TEL 0183-62-5313

FAX 0183-62-5314